

防災啓発広報紙「備える。かわさき」広告掲載契約書（案）

- 1 件名 防災啓発広報紙「備える。かわさき」広告掲載
- 2 履行場所 川崎市総務企画局危機管理室（川崎市川崎区宮本町1番地）
- 3 契約金額 ￥27,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥2,000円）
- 4 履行期限 平成31年1月31日
- 5 契約保証金 免除（川崎市契約規則第33条第5号に基づき免除）

上記の契約について、甲及び乙は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

乙（受託者）
住 所
商号又は名称
代表者名 印

防災啓発広報紙「備える。かわさき」広告掲載契約書 約款

(総則)

第1条 甲は、広告掲載仕様書に基づき、防災啓発広報紙「備える。かわさき」に乙の広告を掲載することとする。

2 甲及び乙は、この契約書に基づき、広告掲載仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 履行方法その他の契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び広告掲載仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

5 この契約書及び広告掲載仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(広告の作成及び掲載)

第2条 前条第1項の規定により掲載する広告の仕様及び内容は、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「掲載要綱」という。）、川崎市広告掲載基準（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「掲載基準」という。）、川崎市防災広報印刷物広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）及び広告掲載仕様書の内容を満たさなければならない。

2 乙は、甲の定める日までに、甲の定めるデータ形式で、甲の定める場所に広告原稿を納品する。

3 乙は、甲から第1項に従い広告原稿の修正を求められたとき、速やかにこれに応じなければならない。

(広告に関する責任)

第3条 乙は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき、権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(広告料)

第4条 広告掲載料は、27,000円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥2,000円)とする。

- 2 乙が第2条及び前項に規定する内容を履行しない場合には、甲は広告を掲載する義務を免れ、広告スペースに甲の指定する記事を掲載できるものとする。
- 3 前項に規定する場合において、乙は広告掲載料を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の支払期限を遅延し、かつ、督促状の指定期限までに納付しないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、買取料相当額に年14.6%の割合を乗じた額を、乙は延滞金として甲に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。
- 5 乙が広告を作成しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(広告掲載仕様書の変更)

第7条 甲は、必要があると認められるときは、広告掲載仕様書の変更の内容を乙に通知して、広告掲載仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更の方法)

第8条 前条の規定による履行期限の変更については、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期限を変更し、乙に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(契約金額等の変更の方法)

第9条 第7条の規定による契約金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第11条 乙は、業務を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(著作権等の使用)

第12条 乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 契約の履行及び掲載後の広告に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第14条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 広告料を、その納入期限後3月以上経過しても納めないとき。
- (2) 乙が掲載要綱、掲載基準及び掲載要領に規定する規制業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 乙が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (5) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき。
 - (7) 乙が、第16条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を及ぼしたときでも、その損害を賠償しない。
- 4 甲は、契約の履行が完了しない間は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により広告掲載仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上増加したとき。
 - (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第18条 この契約書に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年4月1日川崎市規則第28号）の定めるほか、必要に応じて、当事者が協議して定める。